

令和 8 年第 3 回 新座市教育委員会 定例会  
会 議 録

|               |                               |   |                       |                   |              |     |
|---------------|-------------------------------|---|-----------------------|-------------------|--------------|-----|
| 招集期日          | 令和 8 年 3 月 2 6 日 午後 4 時       |   | 場所                    | 本庁舎 3 階 3 0 4 会議室 |              |     |
| 開閉日時<br>及び宣告者 | 令和 8 年 3 月 2 6 日 午後 4 時       |   | 開会                    | 宣告者               | 金子 廣志        |     |
|               | 令和 8 年 3 月 2 6 日 午後 4 時 4 8 分 |   | 閉会                    | 宣告者               | 金子 廣志        |     |
| 教育長           | 金子 廣志                         |   |                       |                   |              |     |
| 委員            | 議席番号                          | 氏名  | 出・欠                   | 議席番号              | 氏名           | 出・欠 |
|               | 1                             | 小 泉 哲 也   | ○                     | 2                 | 宮 瀧 交 二      | ○   |
|               | 3                             | 児 玉 裕 子   | ○                     | 4                 | 荒 井 晃 子      | ○   |
| 出席職員          | ① 教育総務部長                      | ○   | ② 教育総務部副部長兼生涯学習スポーツ課長 | ○                 | ③ 教育総務課長     | ○   |
|               | ④ 中央公民館長                      | ○   | ⑤ 中央図書館長              | ○                 | ⑥ 歴史民俗資料館長   | ○   |
|               | ⑦ 学校教育部副部長兼教育支援課長             | ○   | ⑧ 学務課長                | ○                 | ⑨ 教育相談センター室長 | ○   |
|               | ⑩ 教育相談センター室長                  | ○   |                       |                   |              |     |
|               | 事務局 教育総務課副課長 生田目、教育総務課主事 野口   |   |                       |                   |              |     |
| 会議事件名         | 発言者                           | 発言の要旨   |                       |                   |              |     |
| 開会            | 教育長                           | 令和 8 年第 3 回新座市教育委員会の定例会を開会する。<br>午後 4 時   |                       |                   |              |     |
| 会議録承認         | 教育長                           | 令和 8 年第 2 回新座市教育委員会定例会の会議録の承認について質疑はあるか。  |                       |                   |              |     |
|               | 各委員<br>教育長                    | 承認<br>令和 8 年第 2 回新座市教育委員会定例会の会議録は承認された。   |                       |                   |              |     |
|               | 教育長<br>各委員<br>教育長             | 令和 8 年第 1 回新座市教育委員会臨時会の会議録の承認について質疑はあるか。<br>承認<br>令和 8 年第 1 回新座市教育委員会臨時会の会議録は承認された。   |                       |                   |              |     |
| 議案第 1 1 号     | 教育長                           | 令和 8 年第 2 回新座市教育委員会臨時会の会議録の承認について質疑はあるか。<br>承認<br>令和 8 年第 2 回新座市教育委員会臨時会の会議録は承認された。   |                       |                   |              |     |
|               | 教育長<br>教育総務課長                 | 議案第 1 1 号「新座市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則」について、教育総務課長から説明願う。<br>議案第 1 1 号新座市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について、教育委員会の現状に則した運用を図るため、この案を提出するものである。<br>これまで新座市教育委員会教育長に対する事務委任規 |                       |                   |              |     |

|        |                               |  |
|--------|-------------------------------|--|
| 議案第12号 | <p>教育長</p> <p>各委員<br/>教育長</p> | <p>則第2条第1項第3号に「1件300万円を超える教育財産の取得を申し出ること。」と規定されていたが、本規定は昭和57年以降改正されていない。改正当時から物価は大きく変動しており、本規定は現状にそぐわないものとなっている。</p> <p>本規定に該当する案件が生じる度に会議を招集することは現状では難しいこと、また、2,000万円以上の物品は第2条第1項第10号に基づき教育委員会へ上程されていることを踏まえ、本規定を削除することを提案するものである。</p> <p>御意見等あるか。<br/>なければ議案第11号を承認としてよいか。<br/>承認<br/>議案第11号を承認する。</p>   |
|        | <p>教育長</p> <p>教育総務課長</p>      | <p>続いて、議案第12号「新座市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部を改正する訓令」について教育総務課長から説明願う。</p> <p>議案第12号について説明する。今回の改正理由は2つある。</p> <p>1つ目は、専決事項の区分の見直しについてである。市長部局において、市長の決裁件数が膨大であることから、組織としての意思決定の迅速化や事務の効率化を図る観点から専決事項の見直しを図ったことを受け、教育委員会においても、同様の観点から見直しを図ったものである。</p> <p>2つ目は、令和8年4月1日付けの組織改編に伴い、教育支援課と教育相談センターが統合することによるものである。</p> <p>今回の組織改編は、生徒指導、教育相談、特別支援教育を所管する教育相談センターの事務分量が年々肥大化してきている現状を踏まえ、教育支援課と統合することで事務分掌の見直しを行い、併せて、教育相談センターの所属長である指導主事に事務を割り振ることで、業務の余力を生み出すことを目的としている。</p> <p>統合後の教育支援課は、指導主事が学校への直接支援を行う教育支援係と、工事を除くICT整備、教育活動に係る契約・委託業務及び予算執行等課内支援を主とする教育環境係の2係体制に再編するものである。</p> <p>具体的な改正点だが、専決事項の区分の見直しに伴う改正点は4点である。</p> <p>1点目は、別表第1「1 庶務に関する事項(8) 定例事項の告示及び広告に関すること」について、これまですべて部長決裁をなっていたものを「軽易なもの」については課長専決とするものである。</p> <p>2点目は、同じく「庶務に関する事項」に「附属機関</p> |

|               |   |  |
|---------------|---|--|
|               | <p>教育長<br/>各委員<br/>教育長</p>              | <p>等の運営に関すること」を追加し、これまで教育長決裁となっていたものを、部長専決事項とするものである。<br/>     続いて3点目及び4点目であるが、別表第2の学務課「(1)児童、生徒の就学に関すること」及び「(2)児童、生徒の転出入に関すること」について、「区域外を除く」という文言を削除することで、区域内外を問わず課長専決とするものである。<br/>     続いて組織の改編に係る部分であるが、別表第2 教育相談センターに係る部分を削除するものである。同様の事項が統合先の教育支援課の専決事項として規定されていることから、削除のみの改正である。<br/>     御意見等あるか。<br/>     なければ議案第12号を承認としてよいか。<br/>     承認<br/>     議案第12号を承認する。</p>  |
| <p>議案第13号</p> | <p>教育長<br/><br/>教育総務課長</p>              | <p>続いて、議案第13号「新座市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」について教育総務課長から説明願う。<br/>     議案12号の説明でも申し上げたが、4月1日付けの組織機構の見直しに伴い、教育支援課と教育相談センターが統合され、教育支援課内に新たに「教育環境係」が新設されることに伴い、所要の規定の整備を図るため改正するものである。<br/>     改正点であるが、第2条(組織)第1項の学校教育部(3)教育相談センターを削除し、(2)教育支援課に「教育環境係」を追加する。<br/>     また、第4条(事務分掌)について見直しを図ったものである。<br/>     なお、課の統廃合により所属が変更になる者で、別に辞令を発せられない者については、課及び職の読替えで対応するため、附則に読替規定を設けている。<br/>     御意見等あるか。<br/>     なければ議案第13号を承認としてよいか。<br/>     承認<br/>     議案第13号を承認する。</p> |
| <p>議案第14号</p> | <p>教育長<br/><br/>教育総務課長<br/><br/>教育長</p> | <p>続いて、議案第14号「新座市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令」について教育総務課長から説明願う。<br/>     本改正についても、令和8年4月1日付の組織機構の見直しに伴い、所要の規定の整備を図るものである。<br/>     改正部分だが、別表(第3条関係)の課等の文書記号の教育相談センターに係る部分について、削除するものである。<br/>     御意見等あるか。</p>  |

|               |  |   |
|---------------|--|---|
| <p>議案第15号</p> | <p>各委員<br/>教育総務課長</p> <p>教育長</p> <p>生涯学習スポーツ課長</p>                   | <p>なければ議案第14号を承認としてよいか。<br/>承認<br/>議案第14号を承認する。</p> <p>続いて、議案第15号「新座市社会教育委員の委嘱」について生涯学習スポーツ課長から説明願う。<br/>新座市社会教育委員については、社会教育に関し助言を受けるため、社会教育法第15条に基づき設置するもので、現在10名の方に委嘱をしている。この任期が、令和8年3月31日で満了となることに伴い、6名の方に委嘱をするため、議案を提出するものである。<br/>学校教育関係者の区分の埼玉県立新座総合技術高等学校長及び新座市立小・中学校長会から推薦される方並びに社会教育関係者の区分の新座市婦人会連合会から推薦される方については、候補者が決定次第、議案を提出する。<br/>また、令和7年度以降、PTA・保護者会連合会からの新たな委員委嘱は行わないこととするため、定数10人以内に対し、9人での体制となる。<br/>御意見等あるか。<br/>なければ議案第15号を承認としてよいか。<br/>承認<br/>議案第15号を承認する。</p>   |
| <p>議案第16号</p> | <p>教育長</p> <p>生涯学習スポーツ課長</p> <p>教育長</p> <p>生涯学習スポーツ課長</p> <p>教育長</p> | <p>続いて、議案第16号「新座市スポーツ推進委員の委嘱」について生涯学習スポーツ課長から説明願う。<br/>新座市スポーツ推進委員は、市の非常勤特別職として教育委員会が委嘱しており、市民体育祭をはじめ、様々な市のスポーツ・レクリエーション事業に協力するとともに、地域スポーツの実技指導に当たるなど、本市のスポーツ活動普及推進に広く従事している。<br/>現在、29名の委員を委嘱しているが、任期は、2年であり、本年3月31日をもって満了となる。<br/>これに伴い、現委員に再任の意向を確認したところ、27名が再任を受諾し、2名の方からは活動への参加が難しい等の理由により退任の意向があった。<br/>については、再任の受諾をいただいた27名について、委嘱をするため、議案を提出するものである。<br/>なお、本委嘱による任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間となる。<br/>2名減員とのことであるが、今後、新たに委嘱する予定はあるのか。<br/>スポーツ推進員として御活躍いただく場が減っており、27名でも活動に支障がないため、現状では新たに募集をすることは考えていない。<br/>他に御意見等あるか。</p> |

|                                     |   |   |
|-------------------------------------|---|---|
| <p>議案第17号<br/>議案第18号<br/>議案第19号</p> | <p>各委員<br/>教育長</p> <p>教育長</p> <p>学務課長</p> <p>教育長</p> <p>各委員<br/>教育長</p> | <p>なければ議案第16号を承認としてよいか。<br/>承認<br/>議案第16号を承認する。</p> <p>続いて、議案第17号「新座市立学校医（眼科）の委嘱」、議案第18号「新座市立学校医（内科）の委嘱」、議案第19号「新座市立学校歯科医の委嘱」については、関連するため、併せて学務課長から説明願う。<br/>議案第17号から19号については学校医、学校歯科医の新規委嘱についてであるが、それぞれ、朝霞地区医師会、朝霞地区歯科医師会へ推薦を依頼し、推薦を受けた方々である。経歴等は資料のとおりである。<br/>御意見等あるか。<br/>なければ議案第17号、第18号及び第19号を承認としてよいか。<br/>承認<br/>議案第17号、第18号及び第19号を承認する。</p>                                      |
| <p>議案第20号</p>                       | <p>教育長</p> <p>学務課長</p> <p>教育長</p> <p>各委員<br/>教育長</p>                    | <p>続いて、議案第20号「新座市立学校運営協議会委員の委嘱」について学務課長から説明願う。<br/>令和7年度当初に第五中学校区の八石小学校、野寺小学校、栗原小学校、第五中学校及び野火止小学校の計5校について、委員の委嘱を行った。それ以外の18校において、令和6年度から2年間の委嘱をした学校運営協議会委員の任期が満了となるため、また、それ以外の学校は任期途中退任が生じたため、新座市学校運営協議会規則第6条に基づき、新たに委員を委嘱するものである。<br/>なお、委員には当該対象学校の校長も含まれるが、まだ内示段階であるため、校長の異動がある場合は、令和8年度当初、教育長による専決処分として委嘱させていただきたい。<br/>御意見等あるか。<br/>なければ議案第20号を承認としてよいか。<br/>承認<br/>議案第20号を承認する。</p> |
| <p>議案第21号</p>                       | <p>教育長</p> <p>学務課長</p>  | <p>続いて、議案第21号「新座市立小、中学校職員服務規程の一部を改正する規程」について学務課長から説明願う。<br/>「職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」（令和7年埼玉県条例第31号）が、令和7年7月4日に公布され、令和7年10月1日に施行されたことに伴い、所要の規定の整備を図るために、この案を提出するものである。<br/>職員の部分休業に関する条例改正となるが改正の概要について説明する。</p>  |

|        |            |   |
|--------|------------|---|
| 議案第22号 |            | <p>改正前の部分休業は、勤務時間の始め又は終わりにおいて2時間の範囲内で取得可能であったが、改正後は、第1号部分休業又は第2号部分休業のうち、どちらかを選択して取得することができるようになった。第1号部分休業については、勤務時間の任意の時間において、2時間の範囲内で取得できるというものである。また、第2号部分休業については、1年につき、10日、時間にして77時間30分の範囲内において、1時間単位で取得できるというものである。</p> |
|        | 教育長        | <p>条例改正に対応し申請様式等を整備するために服務規程の一部を改正するものである。</p>  |
|        | 学務課長       | <p>2時間の範囲で任意の時間に取得できるということは、勤務時間の途中でも取得できるということか。</p>   |
|        | 教育長        | <p>そうである。</p>   |
|        | 学務課長       | <p>その場合、代員は配置されないのか。</p>  |
|        | 教育長        | <p>部分休業については、代員は配置されない。</p>   |
|        |            | <p>2号部分休業についての10日というのは、どのようなことか。</p>  |
|        | 学務課長       | <p>継続的に部分休業を取得するのではなく、1年間に10日の範囲で、状況に応じて取得可能なものである。</p>   |
|        | 教育長        | <p>ほかに御意見等あるか。</p>  |
|        | 各委員<br>教育長 | <p>なければ議案第21号を承認としてよいか。<br/>承認<br/>議案第21号を承認する。</p>   |
|        | 教育長        | <p>続いて、議案第22号「新座市交通指導員の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則」について教育支援課長から説明願う。</p>  |
|        | 教育支援課長     | <p>議案第22号 新座市交通指導員の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則について、説明する。</p>  |
|        |            | <p>交通指導員の勤務時間は、現在、登校時間である午前1時間、下校時間である午後2時間とし、1日3時間勤務としているが、児童が通行していない時間帯の勤務があることや、近年の激しい猛暑による熱中症の危険等が課題となっていた。</p>   |
|        |            | <p>そこで、令和7年7月に、交通指導員の立哨箇所において、1カ月間の「児童登下校時間調査」を実施し、午前50分、午後1時間40分、1日2時間30分の勤務に改めることとしたものである。</p>  |
|        | 教育長        | <p>そのことに伴い、規則の一部を改正するものである。</p>   |
|        | 教育支援課長     | <p>給与はどうなるのか。</p>   |
|        |            | <p>現在、1時間当たり1,210円で3時間であるが、来年度は1時間当たり1,329円で2時間30分となり、1日あたり282円の減となる。</p>   |
|        | 委員         | <p>以前は制服を着ていた印象があるが、最近はカジュアルな服装で勤務されているのを見かけるが、勤務時間短</p>  |

|               |  |  |
|---------------|--|--|
| <p>議案第23号</p> | <p>各委員<br/>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>学務課長</p> <p>教育長<br/>学務課長</p> <p>教育長</p> <p>各委員<br/>教育長</p> | <p>縮だけでなく、服装についても熱中症対策を検討してもらいたい。</p> <p>他に御意見等あるか。<br/>なければ議案第22号を承認としてよいか。<br/>承認<br/>議案第22号を承認する。</p> <p>続いて、議案第23号「新座市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則」について学務課長から説明願う。<br/>議案第23号 新座市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則について説明する。<br/>新座市庁舎管理規則においては、正常な執務の妨害となる行為や大声での威嚇、面会の強要、居座り行為等を禁止行為として明示し、そのような行為を行う者に対して中止や退去を命じるものとしているが、新座市立小、中学校においては、保護者や地域住民による禁止行為・不当要求行為に対する対応について、管理規則内での定めがなかったことから、新座市庁舎管理規則を準用する旨を定めるため、規則を改正するものである。<br/>これに該当するような事例はあるのか。<br/>現状では、そのような報告はないが、今後の備えとして定めるものである。<br/>他に御意見等あるか。<br/>なければ議案第23号を承認としてよいか。<br/>承認<br/>議案第23号を承認する。</p> |
| <p>議案第24号</p> | <p>教育長</p> <p>学務課長</p> <p>教育長<br/>学務課長</p> <p>教育長<br/>学務課長</p>   | <p>続いて、議案第24号「新座市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則」について学務課長から説明願う。<br/>議案第24号 新座市立小、中学校出席停止の命令の手續に関する規則の一部を改正する規則について説明する。<br/>新座市立小、中学校出席停止の命令の手續に関する規則において、令和8年4月1日付けの組織改編に伴い、様式第2号、第3号、第5号に記載されている連絡先窓口を教育相談センターから教育支援課に変更するものである。<br/>出席停止の措置をとるのはどのような場合なのか。<br/>指導による改善が見込まれず、他の児童・生徒の学習の妨げになるためやむを得ないと教育委員会が判断した場合に、保護者に説明をした上で出席停止を命ずるものである。<br/>新座で事例はあるか<br/>これまでにはない。<br/>学校内で別の場所を確保するなど、学びの機会を保障している。</p>  |

|     |                   |   |
|-----|-------------------|---|
| 諸報告 | 教育長<br>各委員<br>教育長 | 他に御意見等あるか。<br>なければ議案第24号を承認としてよいか。<br>承認<br>議案第24号を承認する。  |
|     | 教育総務課長            | 教育総務課から名義後援の承認について報告する。<br>配布資料のとおり「ユニバーサルチアダンスチームFAIRYS」から申請のあった「みんなで踊ろう！チアダンスワークショップ」外8件の事業に対して名義後援の承認をした。  |
|     | 中央公民館長            | 公民館・コミセンまつりの開催について報告する。<br>市内8か所の公民館・コミュニティセンターでは、利用団体の皆様の日頃の活動成果として舞台発表や作品展示を行い、地域の人々との交流を図ることを目的として、公民館まつり・コミセンまつりを開催している。<br>令和8年度の公民館・コミセンまつりの開催日程についてはお手元の資料のとおりとなっている。<br>なお、栄公民館については、令和8年5月1日のリニューアルオープンを予定しており、まつりの開催に係る準備等の猶予がないことから、令和8年度は実施しない。   |
|     | 教育支援課長            | 教育支援課から「令和7年度中学校卒業予定者進路状況」について、3月13日時点の状況を報告する。<br>今年度の卒業生1,405名のうち、国立高校、公立高校に725名、県内の私立高校に357名、県外の市立高校に291名の進学が決定している。<br>高校進学率は、97.7%で、昨年度と比較すると0.5%の減である。<br>進路の未定者は、3月13日調査の時点で19名、全体の1.4%である。昨年度の同時期は16名、全体の1.1%だったので、大きな増減はない。<br>欠員補充を受験した生徒については、今後、各校から合否の報告があるので、それらを踏まえた進路状況については、次回の定例教育委員会で改めて報告する。<br>各項目の割合については、表の一番下に、昨年度からの増減については資料の一番下にまとめて示しているので、参考にご覧いただきたい。<br>なお、特別支援学校への進学者については、国公立高校に含まれている。今年度は16名である。<br>また、通信制サポート校への進学者については、県内、県外それぞれの私立高校に含まれている。今年度は県内6名、県外が104名、合計110名となっている。 |
|     | 教育相談センター室長        | 教育相談センターから2件の報告をする。<br>①いじめ重大事態に係る進捗状況について報告する。   |

|  |  |            |
|--|--|------------|
|  | <p>市内の学校において、いじめの重大事態が1件発生した。今後、いじめ防止対策推進法、いじめ重大事態の調査に関するガイドライン及び新座市いじめ防止対策基本方針に則り、対応していく。</p> <p>また、いじめの重大事態として取扱っているもので、学校が調査主体となって調査した1件の事案について調査が終了し、市長及び県への報告が終了したことを報告する。</p> <p>②会計年度任用職員及び謝礼金対応者の令和8年度の配置について概要と変更点を説明する。</p> <p>始めに、相談室相談員等についてである。教育相談室には、主に相談担当とふれあいルーム担当の相談員を配置しているが、令和8年度から教育相談室コーディネーターを新規に配置する。相談内容が複雑化、多様化、深刻化する中で、教育相談室とふれあいルームの管理職として、管理職経験のある教員を配置するものである。学校カウンセラー、SSWについては今年度と同様である。</p> <p>さわやか相談員については各中学校に1名ずつ配置、子どもと親の相談員は各小学校に1名ずつ配置している。</p> <p>特別支援教育支援員は小学校に2名、中学校に1名ずつ配置している。</p> <p>介助員であるが、10名の児童に13名の介助員を配置している。介助員の数が児童生徒数より多いのは2人で分担して担当している学校があるためである。</p> <p>また、介助員を配置している児童生徒が自立に向けた段階にある場合、介助の時間を減らす方向で支援をしていくため、新たに介助支援員を配置した。支援の必要な活動が限られてきているため、介助が必要のない時間帯は他の学級等の支援に当たれるようにしたものである。</p> <p>校内支援ルームスタッフについては、令和8年度新たに第四小学校で配置となる。現在、多くの学校が校内支援ルームを設置していることから、今後さらに増やしていく予定である。</p> <p>日本語指導員については、日本語指導教諭が定数化されたため、令和7年度4名だった教員が7名に増員となる。これにより、市独自で配置していた日本語指導員は、定数である18人を超える学校に配置するものとし、令和7年度2名配置していたところを1名配置としたものである。</p> <p>学校看護師については医療的ケアが必要な児童1名に対し、配置しているものである。</p> <p>最後に特別支援教育推進員2名については、各学校へ行き、担任に対して指導助言を行ったり、就学相談の事務や行動観察を行うものである。</p> <p>何か御意見等はあるか。</p> | <p>教育長</p> |
|--|--|------------|

|               |     |  |
|---------------|-----|--|
| その他<br><br>閉会 | 教育長 | なければ、次回の会議日程を確認する。<br>令和8年第4回定例会を令和8年4月27日月曜日午後3時から開催する。<br><br>これをもって令和8年第3回の新座市教育委員会定例会を閉会する。<br><br>午後4時48分 |
|---------------|-----|--|

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

委 員

委 員

委 員

書 記